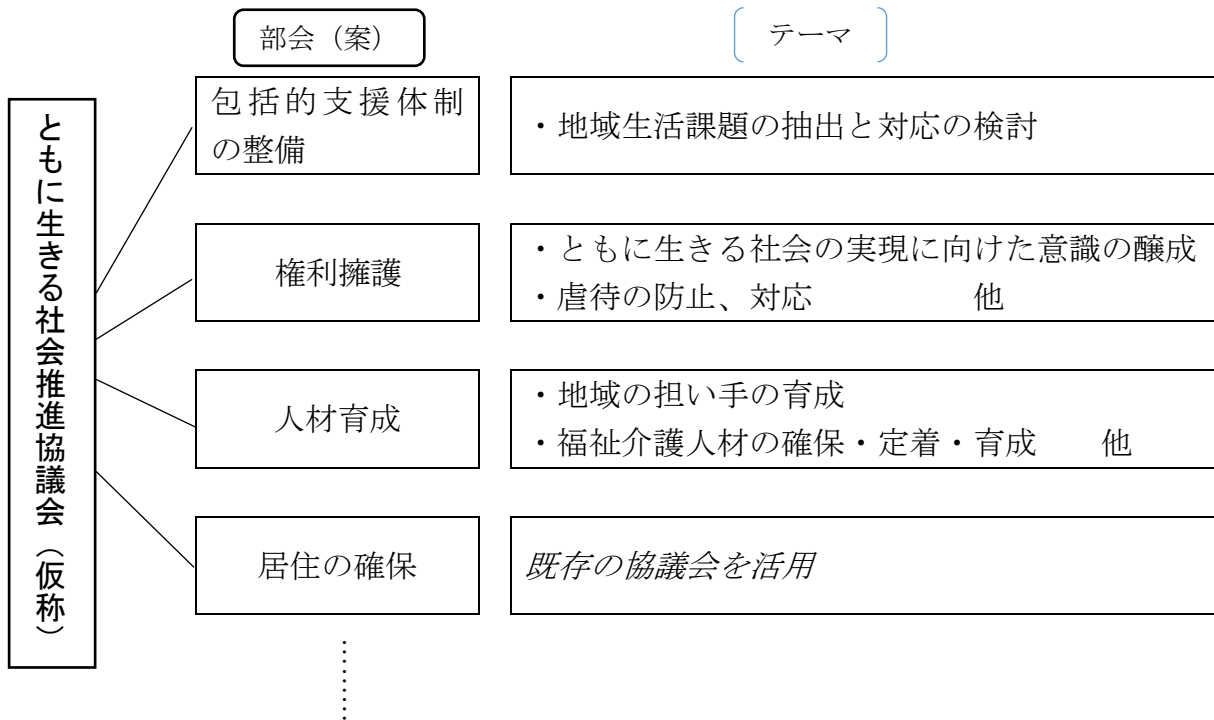


「ともに生きる社会推進協議会（仮称）」の設置について

1 趣旨

ともに生きる社会の実現に向け、地域で抱える課題や単独市町村では解決できない課題等を把握し、広域的な視点から部局を横断的した支援（施策）につなげることを目的とし、「ともに生きる社会推進協議会（仮称）」を設置する。

<設置イメージ>



※分野をまたいで検討する必要があるテーマについてのみ部会を設置する。

※すでに各分野で検討する場（組織）がある場合は、連携を図るため部会構成員の選出する際考慮する。

2 検討課題

- ・包括的支援体制の整備に関すること
- ・権利擁護に関すること
- ・人材育成に関すること 他

3 想定する構成員

- ・学識経験者
- ・市町村職員（地域福祉所管課）…圏域ごとに代表市町村
- ・県関係機関（保健福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター）
- ・社会福祉協議会（市町村・県）…圏域ごとに代表市町村社協
- ・各関係団体（県民児協、当事者団体 他）
- ・民間事業者